

公益社団法人 全国私立保育園連盟

令和2年度 第12回 保育カウンセラー資格認定制度実施要綱

1. 目的

乳幼児期の子どもの育ちは、その先の人生を豊かにおくるうえでとても大切な時期です。その育ちを援助すること及び、その保護者支援は必要不可欠です。保育カウンセラーは、保育等の専門性を有し、カウンセリングマインドを持ち、保育カウンセリングの知識を用い、実践を行うことができる保育者のことです。保育カウンセラーは、子どもや保護者支援だけでなく、保育所等で働く職員のメンタルヘルスや安定した保育所運営にも重要な存在となりえます。この役割を十分果たし、その専門性の促進、保育者自身の成長のため、保育カウンセラー資格の認定を制度化するものです。

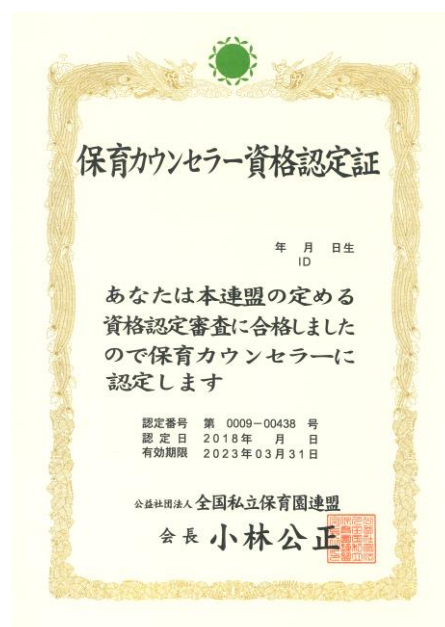
2. 実施主体 公益社団法人 全国私立保育園連盟

3. 資格認定規則 別紙のとおり

4. 対象者 保育カウンセラー養成講座ステップⅢ修了者
※ステップⅢ受講のみでは要件を満たしません。

5. 申請方法

申請期間内に①申請書（別添）、②認定レポート2課題（テーマⅠ、テーマⅡ）をセットにして、下記申請先まで郵送にてお送りください。



【認定レポートⅠ】

『課題図書』を読んで、その内容において私が最も興味を持ち、実践したいと思うこと』

上記テーマについて、次の図書から、具体的に興味を持った個所を示し、その理論(考え方)に基づいてこれから自身がどのように実践していくかを述べてください。※テーマに沿った内容でない場合は不認定となります。

	課題図書	著者	出版社	価格(税抜)
1	やさしく学べる 保育カウンセリング	大竹直子	金子書房	1,800円

【認定レポートⅡ】 令和2年度版 ※課題図書は毎年更新します。

『課題図書』を読んで、その内容において私が最も興味を持ち、実践したいと思うこと』

上記テーマについて、次の図書から1冊を選択、具体的に興味を持った個所を示し、その理論(考え方)に基づいてこれから自身がどのように実践していくかを述べてください。「課題図書」の部分には選択した課題図書名を入れてください。※テーマに沿った内容でない場合は不認定となります。

(順不同・敬称略)

	図 書 名	著 者 名	出 版 社	価 格 (税 抜)
1	カール・ロジャーズ入門	諸富祥彦	コスモス・ライブラリー	2,400 円
2	パーソンセンタードアプローチの最前線	近田輝行 他監訳	コスモス・ライブラリー	2,200 円
3	新しいカウンセリングの技法	諸富祥彦	誠心書房	2,100 円
4	家族心理学への招待	柏木恵子、大野祥子 他	ミネルヴァ書房	2,500 円

(1) 文字数

2,400 字以上 3,200 字以内

(2) 様式

以下の①～④についてご注意ください。様式に沿わないものは受理しかねる場合がございます。

- ① **A4原稿用紙に横書き**（手書きの場合は原稿用紙で 20 字×20 行、ワード文書の場合は原稿用紙設定 20 字×20 行・文字サイズ 11pt）でご記入ください。
- ② レポートの冒頭部分に**テーマ・氏名・ID 番号**を明記してください。
- ③ 本文の最後に**文字数を記入**してください。例：「文字数：2,852 字」
- ④ 印刷は**片面印刷**で、両面印刷不可です。

※手書きの場合はボールペンで記入してください。（フリクション・シャープペン不可）

6. 申請期間

令和2年11月1日（日）～11月30日（月） *11月30日（月）の消印有効。

7. 登録・認定

保育カウンセラー資格認定審査会において審査し、登録・認定された方に認定証を発行します。

8. 認定期間

認定期間…5年間 ※認定証記載の認定期間参照

令和2年度に申請の方が認定された場合、認定期間は令和7年度末（令和8年3月末日）です。

9. 更 新

保育カウンセラー資格認定規則第3条のとおり、認定期間内に3単位を取得することで更新が認められます。

- ・保育カウンセラー養成講座 ステップアップ受講…3単位
- ・保育カウンセラー養成講座 ステップⅠ～Ⅲのいずれか1コース再受講…3単位
- ・全国私立保育園研究大会・保育総合研修会における保育カウンセリング企画部担当分科会、ミニ講座、スキルアップ研修会等への参加…1単位

更新要件を満たしている方には、有効期限1ヶ月前までに更新のご案内文書を送付します。転居等で住所が変わった方は、下記事務局までご連絡ください。

更新手続きの完了後、年度末までに更新認定証書を送付いたします。新しい有効期限は5年間となります。

◎資格停止期間と資格失効猶予期間について（下図参照）

認定期間内に資格更新の手続きが行われなかった場合は資格失効となりますが、所定の期間、以下の猶予が

適用されます。

①資格停止期間 【認定期間内の単位取得が1、2単位の方】

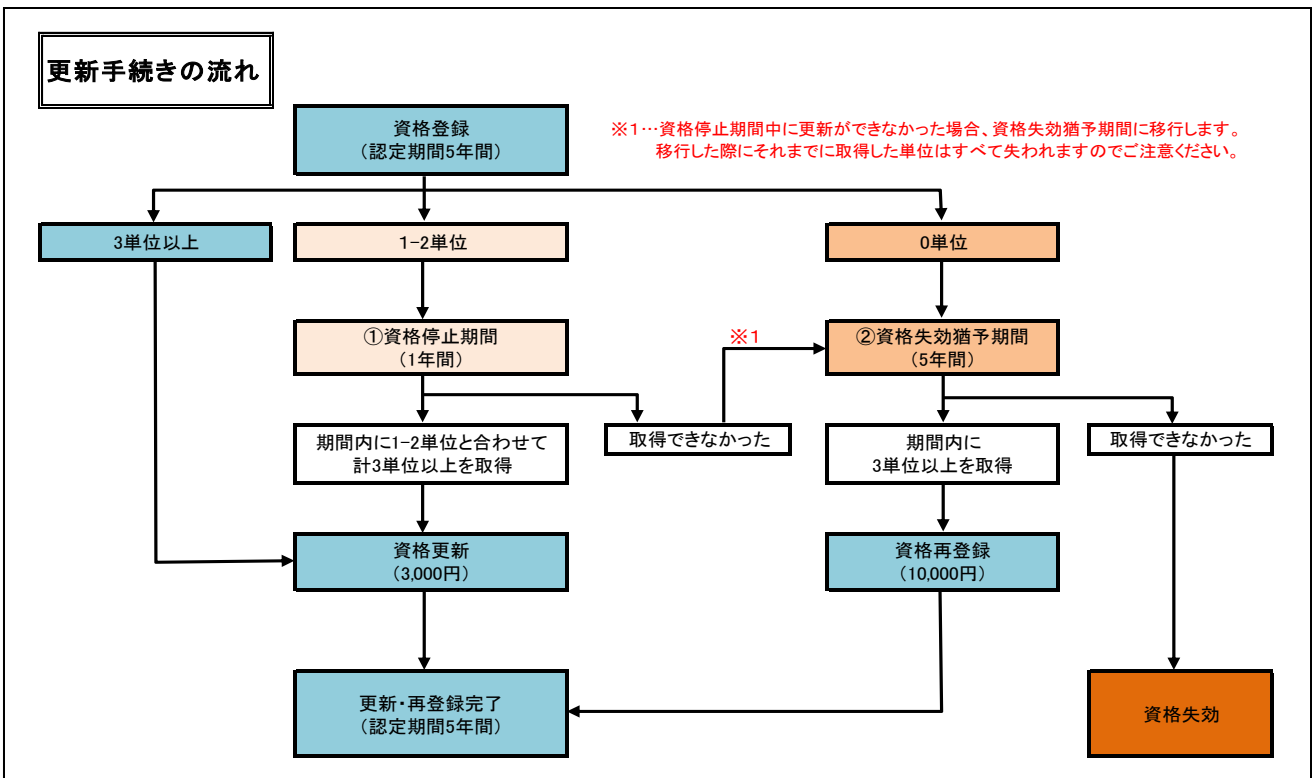
自動的に最長1年間の資格停止期間に移行します。この間に認定期間（5年間）に取得した単位の繰り越し分と合わせて、計3単位を取得することで更新が可能となります。更新に必要な単位を取得後、更新のご案内文書を送付します。更新手続きの完了後、約2ヶ月以内に認定証書を送付します。

★1年間の停止期間内に手続きを完了しない場合は5年間の資格失効猶予期間に移行し、これまで取得した単位は失われます。

②資格失効猶予期間 【認定期間内の単位取得が0単位の方】

自動的に最長5年間の資格失効猶予期間に移行します。この間に3単位を取得することで資格再登録が可能となります。再登録に必要な単位を取得後、再登録のご案内文書を送付します。再登録手続きの完了後、約2ヶ月以内に認定証書を送付します。

5年間の資格失効猶予期間内に手続きを完了しない場合は、資格が完全に失効します。



10. 手数料

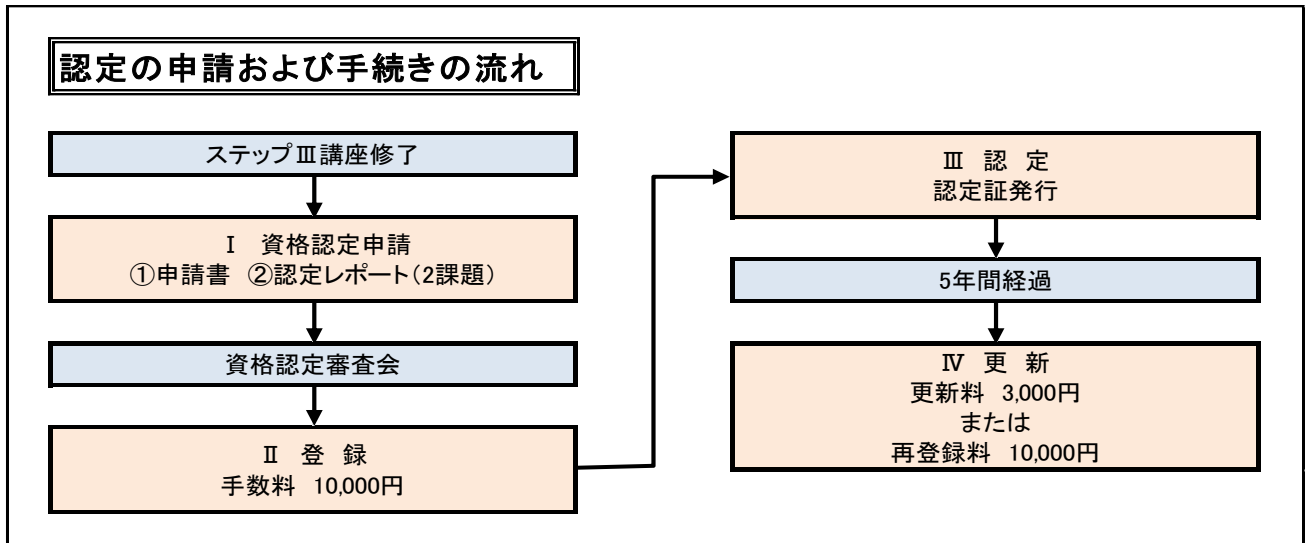
- (1) 登録・再登録手数料…10,000円
- (2) 更新手数料…3,000円

11. 保育カウンセラー資格認定審査会の構成員

- ・全国私立保育園連盟会長、副会長、常務理事
- ・保育カウンセリング企画部 正副部長
- ・学識経験者

12. 認定の取り消し 保育カウンセラー資格認定規則のとおり

13. 認定の申請および手続きの流れ



- I 申請書類を期間内に下記住所に郵送にてご提出ください。
- II 申請後3ヶ月以内に、保育カウンセラー資格認定審査会による審査を通過した方には、合格通知、資格登録案内、登録料振込用紙、誓約書を送付します。
- III 登録料入金と誓約書の返送を確認後、認定証を送付いたします。
- IV 5年間の認定期間内に3単位を取得すれば更新が認められます。
更新に必要な単位取得の研修会は、全私保連HPの「あおむし通信」に掲載をしております。
必要単位を取得し、更新可能の方には、認定期間終了1ヶ月前までに、更新料または再登録料の振込用紙を送付いたします。お手元に届かない場合には事務局までお問い合わせください。
※更新手続きについては「9. 更新」を参照ください。

14. 申請および問い合わせ先

公益社団法人 全国私立保育園連盟 事務局

保育カウンセラー養成講座担当

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館

TEL:03-3865-3880 FAX:03-3865-3879 E-mail:ans@zenshihoren.or.jp

* ご提出いただいた申請書、認定レポート等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。念のため、認定証が届くまではレポートの写しの保管をお願いいたします。

令和2年2月19日改正

公益社団法人 全国私立保育園連盟 保育カウンセラー資格認定規則

第1条 この規則は保育者の専門性の向上に資するため、その基礎的資格を審査し、公益社団法人全国私立保育園連盟保育カウンセラー（以下、保育カウンセラーと略称）の認定を行うことを目的とする。

第2条 保育カウンセラーの資格認定は、公益社団法人全国私立保育園連盟資格認定審査会において行われた審査に基づき、公益社団法人全国私立保育園連盟会長がこれを行う。

第3条 認定に必要な要件については、次の各号とする。

- ① 保育カウンセラー養成講座 ステップⅢ（旧上級）修了後、提出したレポートにより適格であるとみとめられること
- ② 認定後5年以内に所定の単位（3単位）を取得、更新をみとめられること
 - a 保育カウンセラー養成講座 ステップアップ受講 3単位
 - b " ステップⅠ・ステップⅡ・ステップⅢのいずれか1コースを再受講 3単位
 - c 全国私立保育園研究大会・保育総合研修会における保育カウンセリング企画部担当分科会・ミニ講座、事例検討会等への参加 1単位

認定期間は5年間とする。また更新後の認定期間は、新たに5年間とする。

認定期間内に3単位を取得できない場合には資格失効となるが、原則として下記猶予期間を適用する。

1 資格停止期間

認定期間内の単位取得1、2単位の場合、自動的に最長1年間の資格停止期間に移行し、認定期間内に取得した単位の繰り越し分と合せて3単位を取得後、更新可能となる。停止期間に手続きが完了しない場合、2の資格失効猶予期間に移行し、これまで取得した単位は失効する。

2 資格失効猶予期間

認定期間内の単位取得0単位の場合、自動的に最長5年間の資格失効猶予期間に移行し、失効猶予期間内に3単位を取得後、再登録可能となる。資格失効猶予期間内に手続きが完了しない場合は、資格失効とする。

第4条 認定の申請および手続きは、別に定める。

第5条 1 認定を受けた者は保育カウンセラー名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。

2 認定を受けた者に保育カウンセラー倫理綱領に反する行為、または反社会的な行為があった場合は、資格認定審査会において、審議の上認定を取り消すことができる。

第6条 認定に従事する者は、公正の職務を遂行し、その職責に応じて守秘義務を負う。

第7条 1 本規則の改正は理事会の承認を得るものとする。

2 保育カウンセラー倫理綱領の改正は理事会の承認を得るものとする。

附則1、本規則は平成22年5月28日より実施する。

2、第1次改訂 平成30年5月30日

公益社団法人 全国私立保育園連盟 保育カウンセラー倫理綱領

前文 <保育カウンセラーとは>

保育カウンセラーは公益社団法人全国私立保育園連盟・保育カウンセラー養成講座の所定のコースを修了し、保育カウンセラーとして適格と認められたものをいいます。保育カウンセラーは「児童福祉法」「児童憲章」「児童権利条約」の精神を尊重し、カウンセリングの基礎理論と技法を身につけた保育の専門家として、その知識と技能を子どもと、子どもをとり巻く人々の幸せと福祉の増進のためにいかすように努めます。

今日、子どもと保護者などをとり巻く環境は厳しく、様々な相談が寄せられるなど、保育者への期待はますます大きくなっています。こうした状況の中で保育カウンセラーは自らの課題を自覚し、職員同士および他の関係機関と連携を取りながらその要望に応えていかなければなりません。したがって自らの心身を健全に保つように努め、保育の専門家としての道義的責任を持つとともに、以下の綱領を遵守する義務を負うものです。

<任務>

第1条 保育カウンセラーは、保育園、子育て支援センター、地域等において、子どもや保護者などを対象として保育、援助活動のなかにカウンセリングの理論と技法をいかして、子ども・保護者などの成長を援助します。

<責任>

第2条 保育カウンセラーは自らの役割を自覚し、その活動の及ぼす結果に責任を持ちます。活動の遂行にあたっては子ども・保護者などの人権尊重を第一義と心得ます。

<援助の原則>

第3条 保育カウンセラーがその業務を行なうにあたっては、以下の原則を守ります。

1. 人権尊重の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者などの人種、民族、性別、能力、障害の有無、宗教、思想及び信条を越えて、すべての人を尊重します。

2. 関係性の原則

保育カウンセラーは人間同士の関わりを重視し、子ども・保護者などの成長を援助します。

3. 主体性の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者などが自らの力で問題を解決する能力を有するものとして、その主体性を大切にします。

4. 個別化の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者など、それぞれの性格、生育歴、価値観など、その個別性を尊重します。

5. 共存の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者などの主体性、個別性を尊重しながらそれぞれが、家庭、地域社会において共存できるよう援助します。

<秘密保持>

第4条 保育カウンセラーは、当事者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は業務を退いた後も同様とします。

<自己研鑽>

第5条 保育カウンセラーは常に学び続ける心を持ち、絶えず自己研鑽に努めます。

<自己の限界性の認識>

第6条 保育カウンセラーは、自己の能力の限界を自覚し、必要に応じて関係職員、専門家及び関係機関と連携します。

<倫理の遵守>

第7条 保育カウンセラーは本倫理綱領を十分に理解し、遵守します。

附則1、本綱領は平成22年5月28日より施行する。